

第 9 3 号議案

平成 3 0 年 9 月 1 9 日提出

平成 3 0 年度広島市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 3 0 年度広島市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 億 1, 6 3 3 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 7 7 8 億 6, 9 9 3 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 地方交付税		44,760,000 ^{千円}	38,000 ^{千円}	44,798,000 ^{千円}
	1 地方交付税	44,760,000	38,000	44,798,000
18 国庫支出金		141,535,068	66,807	141,601,875
	2 国庫補助金	19,535,978	66,807	19,602,785
19 県支出金		29,559,073	350,933	29,910,006
	2 県補助金	5,163,674	350,933	5,514,607
22 繰入金		36,121,849	135,098	36,256,947
	2 基金繰入金	32,133,800	135,098	32,268,898
25 市 債		87,470,733	825,500	88,296,233
	1 市 債	87,470,733	825,500	88,296,233
歳 入 合 計		676,453,593	1,416,338	677,869,931

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		45,674,754 ^{千円}	6,400 ^{千円}	45,681,154 ^{千円}
	2 市民生活費	13,131,371	6,400	13,137,771
4 衛 生 費		68,220,704	3,950	68,224,654
	1 保健衛生費	18,779,715	1,400	18,781,115
	3 環 境 費	18,316,888	2,550	18,319,438
5 農林水産業費		4,265,036	246,200	4,511,236
	1 農 林 業 費	3,899,868	246,200	4,146,068
6 商 工 費		22,237,739	△190,400	22,047,339
	1 商 工 費	22,237,739	△190,400	22,047,339
7 土 木 費		94,140,006	588,200	94,728,206
	3 河 川 費	3,898,624	300,000	4,198,624
	5 公園墓園費	4,718,821	288,200	5,007,021
9 教 育 費		95,741,646	289,988	96,031,634
	2 小 学 校 費	41,900,955	136,750	42,037,705
	3 中 学 校 費	21,854,139	58,650	21,912,789
	4 高等学校費	9,101,421	44,950	9,146,371
	6 幼 稚 園 費	760,966	450	761,416
	7 青少年育成費	4,813,493	49,188	4,862,681
10 災害復旧費		24,619,993	472,000	25,091,993
	4 土木施設災害復旧費	14,919,000	472,000	15,391,000
歳 出 合 計		676,453,593	1,416,338	677,869,931

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
広島広域公園陸上競技場改修	平成 31 年度	千円 184,000

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
市税等のコンビニ収納事務委託	平成 31 年度から 平成 35 年度まで	千円 利用件数に 1 件当たり 53.9 円を乗 じた額並び にこれに対 する消費税 及び地方消 費税相当額	平成 31 年度から 平成 35 年度まで	千円 利用件数に 1 件当たり 60 円を乗じ た額並びに これに対す る消費税及 び地方消費 税相当額
平和記念公園レストハウス改修	平成 31 年度	517,000	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	927,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
	千円	千円			
観光事業	149,800	—	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	8.5% 以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、融資条件又は市財政の都合等により、これを繰上償還し、償還年限を短縮し、又は借換えすることができる。
急傾斜地崩壊防止対策事業	363,500	513,500			
公園整備事業	697,500	913,600			
義務教育施設整備事業	2,113,900	2,217,100			
高等学校整備事業	1,920,700	1,954,400			
幼稚園整備事業	28,000	28,300			
土木施設災害復旧事業	8,707,000	9,179,000			

第 9 4 号議案

平成 3 0 年 9 月 1 9 日提出

平成 3 0 年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 3 0 年度広島市の母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計補正予算 (第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第1表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金償還金のコンビニ収納事務委託	平成31年度から平成35年度まで	千円 利用件数に1件当たり53.9円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額	平成31年度から平成35年度まで	千円 利用件数に1件当たり60円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額

第 9 5 号議案

平成 3 0 年 9 月 1 9 日提出

平成 3 0 年度広島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第
1 号）

平成 3 0 年度広島市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第1表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
後期高齢者医療 保険料のコンビニ 収納事務委託	平成31年度から 平成35年度まで	千円 利用件数に 1件当たり 53.9円を乗 じた額並び にこれに対 する消費税 及び地方消 費税相当額	平成31年度から 平成35年度まで	千円 利用件数に 1件当たり 60円を乗じ た額並びに これに対す る消費税及 び地方消費 税相当額

第 9 6 号議案

平成 3 0 年 9 月 1 9 日提出

平成 3 0 年度広島市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度広島市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第1表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護保険料のコンビニ収納事務委託	平成31年度から平成35年度まで	千円 利用件数に1件当たり53.9円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額	平成31年度から平成35年度まで	千円 利用件数に1件当たり60円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額

第 97 号議案

平成 30 年 9 月 19 日提出

平成 30 年度広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第1表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
国民健康保険料等のコンビニ収納事務委託	平成31年度から平成35年度まで	千円 利用件数に1件当たり53.9円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額	平成31年度から平成35年度まで	千円 利用件数に1件当たり60円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額

第 98 号議案

平成 30 年 9 月 19 日提出

平成 30 年度広島市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度広島市の競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第 1 表債務負担行為」による。

広島市長 松 井 一 實

第1表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度 額
広島競輪開催業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	千円 1,061,994

第 99 号議案

平成 30 年 9 月 19 日提出

平成 30 年度広島市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度広島市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 120 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,100 万 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 市 債		46,200 ^{千円}	1,200 ^{千円}	47,400 ^{千円}
	1 市 債	46,200	1,200	47,400
歳 入 合 計		719,805	1,200	721,005

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		627,495 ^{千円}	1,200 ^{千円}	628,695 ^{千円}
	1 駐車場事業費	627,495	1,200	628,695
歳 出 合 計		719,805	1,200	721,005

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
駐車場整備事業	46,200 千円	47,400 千円	普通貸借 又は 証券発行	8.5% 以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、融資条件又は市財政の都合等により、これを繰上償還し、償還年限を短縮し、又は借換えすることができる。

第 1 0 0 号議案

平成 3 0 年 9 月 1 9 日提出

平成 3 0 年度広島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 平成 3 0 年度広島市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 平成 3 0 年度広島市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第1表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
下水道事業受益者負担金等に係るコンビニ収納事務委託	平成 31 年度 └ 平成 35 年度	利用件数に1件当たり53.9円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額	平成 31 年度 └ 平成 35 年度	利用件数に1件当たり60円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額
下水道使用料に係るコンビニ収納事務委託	平成 31 年度 └ 平成 35 年度	利用件数に1件当たり53.9円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額	平成 31 年度 └ 平成 35 年度	利用件数に1件当たり60円を乗じた額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額